**秘**

**外部公益通報に係る受付票兼通報書式**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通報者の氏名 |  | ・匿名 | 本用紙に記載した日 | 　　年　　月　　日 |
| 住所（居所） |  |
| 通報者の区分 | 【通報者の役務提供先・経営従事先】勤務先名称：　　　　　　　　　　　　所在地：部署（所属名）： |
| 希望する連絡方法 | 電話（自宅・職場・携帯・他　　　　　）・メール（自宅・職場・他　　　　　） FAX（自宅・他　　　　　　　）・郵送（自宅・職場・他　　　　　　　　　　） |
| 連絡先（電話番号・メールアドレス等） |  | 通報者の希望する連絡時間帯 |  |
| 通報内容 | ①不正を行っている者：　　　　　　　　　　　　　勤務先名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　勤務先名称：　　　　　　　　　　　所在：　　　　　　　　　　　　　　　　部署：　　　　　　　　　　　　　　　　　　②通報対象事実（違法な事実）は、（生じている・生じようとしている・その他（　　））（いつ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（どこで）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（何を）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（どのように）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（何のために）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（なぜ生じたか）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象となる法令違反等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※外部通報の場合　法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと考える理由）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 通報内容 | ③対象事実を知った経緯：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④通報対象事実に対する考え：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤特記事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 証拠書類等の用意（有（書面・データ（媒体　　　　　）・その他（　　　　　　　　））・無）調査等の結果の通知（希望する・希望しない）※　連絡先が明らかでない通報の場合は通知できません。 |

※　外部公益通報とは、墨田区が「処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」として受ける公益通報をいい、民間事業者等の労働者等が公益通報者保護法において通報の対象となる法律に関する違法行為を行っている場合に、区に処分等を求めて行う通報をいいます（例　○○会社が法令違反を行っているので、区が法律に基づいて調査して、改善命令を出してほしい。）。

注１　墨田区外部公益通報に関する処理基準第３条第２項に規定する書面として取り扱われます（この書面を電子メール・郵送でお送りいただくことも可能です。）。

注２　あなたのわかる範囲で記入してください（全てを埋める必要はありません。）。

注３　通報は、氏名を記載し、行ってください。ただし、公益通報に係る事項が確実にあると信ずるに足りる相当な証拠書類がある場合又は氏名を記載しなかったことにつきやむを得ない事情があると公益通報従事者が認める場合は、匿名で行うことも可能です（連絡先等が記載されていないときは、調査結果等の通知はできず、また、事実関係の調査を十分に行うことができない場合があります。）。